

○大刀洗町空家等の適切な管理に関する条例

(平成 30 年 3 月 28 日条例第 6 号)

改正 令和 2 年 3 月 30 日条例第 5 号

大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例(平成 26 年 10 月 1 日条例第 25 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等の適切な管理について所有者等及び町の責務並びに町民等の協力について定めるとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理等に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心な生活環境の整備に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(空家等の所有者等の責務)

第 3 条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自己の責任において空家等の適切な管理に努めるものとする

(町の責務)

第 4 条 町は、所有者等による空家等の適切な管理の促進に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(町民等の協力)

第 5 条 町民等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等の増加を未然に防ぐため、町内の空家等に関する情報を町に提供するなど、町が実施する空家等に関する対策に協力するよう努めるものとする。

(立入調査等)

第 6 条 町長は、空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができるものとする。

2 町長は、前項の調査を行うに当たっては、所有者等の把握に資する情報を有すると思われる者に対し、報告を求めることができるものとする。

3 町長は、特定空家等の判断に必要な調査及び助言、指導する必要がある場合等に、職員又は町長が委任した建築士若しくは土地家屋調査士等（以下「職員等」という。）に、空家等の敷地内に立入調査をさせることができるものとする。

- 4 町長は、前項の規定により職員等に空家等の敷地内に立入調査をさせる場合は、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 5 第3項の規定により職員等に空家等の敷地内に立入調査をさせる場合は、職員等はその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定空家等に対する措置)

第7条 町長は、特定空家等のうち周辺建築物や道路又は不特定の者に対して悪影響を及ぼすもの若しくは及ぼす恐れが高いものから優先して措置を行うものとする。

- 2 町長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除去、修繕、立木竹の伐採その他周辺環境の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導を行うことができるものとする。
- 3 町長は、前項の規定による措置を行っても改善が認められない場合は、相当な猶予期限を定めて助言又は指導の措置を講ずるよう勧告を行うことができるものとする。
- 4 町長は、前項の規定による勧告を行っても必要な改善が認められない場合で、特に必要と認めた場合は、所有者等に対して相当な猶予期限を定めて勧告の措置を講ずるよう命じることができるものとする。
- 5 町長は、前項の規定による措置を行う場合は、法第14条第4項から第8項及び第11項から第13項の規定に基づき、実行するものとする。
- 6 町長は、命令の措置が履行されないときや履行されても十分でない場合等に、必要に応じて行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、命令の措置を所有者等に代わり行うことができるものとする。
- 7 町長は、前項の規定による措置を行う場合で、所有者等が確認できない場合は、法第14条第10項の規定に基づき実施するものとする。

(緊急的な危険回避の措置)

第8条 町長は、空家等が適切な管理が行われず放置されたことにより、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため、当該空家等の状況に応じて、緊急的な危険回避に必要な最小限度の措置を講ずることができる。

- 2 町長は、前項の措置を講じたときは、当該措置の実施内容を当該空家等の所有者等に通知（所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告）しなければならない。
- 3 町長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等に請求することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年5月1日より施行する。

附 則(令和2年3月30日条例第5号)

この条例は、令和2年5月1日から施行する。